

## 令和3・4年度鯖江市建設工事入札参加資格基準 ならびに資格審査申請の時期および方法について

鯖江市で行う建設工事等競争入札に参加を希望される方は、下記の要領により「鯖江市建設工事入札参加資格申請書」を提出してください。

### 1 資格審査を申請できるもの

資格審査を申請できるものは、下記の要件に該当するもので、申請時に納期限の到来している全ての国税および地方税の滞納がないものとします。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可を受けてから営業年数が**3年以上**あること。  
電気工事は建設業法許可の他に「電気工事業の業務の適正化に関する法律」（昭和45年法律第96号）第34条第4項の規定による届出をしていること。
- (2) 電気工事の建設業法の許可を取得していない業者は「電気工事業の業務の適正化に関する法律」（昭和45年法律第96号）第3条第1項の登録を受けてから、営業年数が**3年以上**あること。

### 2 受付期間

令和5年3月31日まで随時受付

（ただし、土、日および祝日、12月28日から1月3日までは除く）  
受付時間 9：00～17：00

### 3 受付場所

〒916-8666 福井県鯖江市西山町13番1号  
鯖江市役所 政策経営部 契約管理課  
TEL 0778-53-2222

### 4 申請の方法および申請書の様式

鯖江市指定様式により、必要事項を記入の上、受付場所へ申請して下さい。

（郵送でも可）なお、指定様式以外の申請用紙でも、指定様式に示す必要事項が記入してあれば可とします。

#### a 申請関係書

- |  |       |
|--|-------|
| 1) 鯖江市建設工事競争入札参加資格審査総括表                          | 様式第1号 |
| 2) 鯖江市建設工事入札参加資格申請書                              | 様式第2号 |
| 3) 営業の沿革   | 様式第3号 |
| 4) 各事業年度における工事施工金額<br>（※経営規模等評価結果通知書が添付されていれば不要） | 様式第4号 |
| 5) 建設工事経歴書                                       | 様式第5号 |
| 6) 有資格技術職員内訳<br>（※経営規模等評価結果通知書が添付されていれば不要）       | 様式第6号 |
| 7) 技術職員名簿（市内業者（市内営業所を含む））                        | 様式第7号 |

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| 8) 使用印鑑届          | 様式第 8 号  |
| 9) 委任状            | 様式第 9 号  |
| 10) 暴力団等排除に関する誓約書 | 様式第 10 号 |

b 申請に必要なその他の書類（写し可）

- 1) ①建設業許可証明書（建設業許可通知書でも可）  
②電気工事を申請する業者は、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」  
第 34 条第 4 項の規定による届出したことを証する届出受理書
- 2) 商業登記簿謄本（法人の場合）（申請時から 3 ヶ月以内に発行されたもの）
- 3) 身元証明書（個人の場合）（申請時から 3 ヶ月以内に発行されたもの）
- 4) 経営規模等評価結果通知書（最新のもの）
- 5) 専任技術者証明書（市内業者（市内営業所含む）のみ提出する。  
県内・準県・県外業者は提出不要
- 6) 貸借対照表・損益計算書  
（経営規模等評価結果通知書がある場合は提出不要。ない場合は過去 2 ヶ年  
分の提出が必要）
- 7) 納税証明書
  - ・市内業者（市内営業所含む）  
市税および国税の納税証明書  
（滞納のない旨の証明書で申請時から 3 ヶ月以内に発行されたもの）
  - ・市外業者  
国税の納税証明書（申請時から 3 ヶ月以内に発行されたもの）
- 8) 退職金加入証明書（加入している方のみ提出 写し可）  
建設業退職金共済制度・中小企業退職金共済制度・特定退職金共済制度、  
退職金一時金制度を有しているもの

## 5 有効期限

申請日より令和 5 年 3 月 31 日

## 6 申請書作成上の注意事項等

- 1) 共通事項
  - (1) 建設工事で支店・営業所等の代表者に委任する場合、建設業法上認められた営業所とする。
  - (2) 様式第 2 号、8 号、9 号、10 号の申請関係書類には必ず日付を記入すること。支店・営業所がある場合においても申請者は本社代表者とする。
  - (3) 申請関係書類および添付書類は、A4 判サイズ（原本での提出書類は除く）で 1 部とし、A4 判フラットファイルに綴じ込む。  
ファイル表紙・背表紙には、タイトルと会社名を必ず記入する。  
タイトルは、「令和 3・4 年度鯖江市建設工事入札参加資格申請書」とすること。なお、綴じ込む順番は、申請関係書類 1～10、添付書類 1～8 の順番とし、不要な書類は綴じ込まない。
  - (4) 各様式で国土交通省および県等の様式で**内容が同じであれば**、それを使用し

て申請してもかまわない。

## 2) 申請関係書類記載要領

### (1) 鯖江市建設工事競争入札参加資格審査総括表（様式第1号）

- ①申請書から抜粋し必要事項を正確に記入する。
- ②更新：申請時に平成31・令和2年度鯖江市工事等競争入札参加資格申請書を提出している業者  
新規：更新以外の業者
- ③「実績高」欄には、最新の経営規模等評価結果通知書に記載されている2年または3年平均の完成工事高を記入すること。経営規模等評価結果通知書を受けていない業者は、様式4号の工事高の平均を記入すること。
- ④「技術者数」と「うち1級技術者数」欄には、最新の経営規模等評価結果通知書に記載されている人数を記入すること。（申請時、実際の人数と異なる場合もあります。）
- ⑤申請できる業種は7業種までとする。
- ⑥申請内容に関する照会先は必ず記入する。

### (2) 鯖江市建設工事入札参加資格申請書（様式第2号）

- ①営業所等に委任する場合、申請者は本社の代表者とする。
- ②許可または登録を受けている業種のうち、入札参加を希望する7業種までを記入する。営業所等の代表者に委任する場合は、許可または登録を受けている業種のうち委任する業種を記入する。

### (3) 営業の沿革（様式第3号）

「創業後の沿革」の欄には、組織の変更、合併、分割、営業の停止、営業の再開、商号もしくは名称の変更または資本金額の変更を記載すること。

### (4) 各事業年度における工事施工金額（様式第4号）

過去2ヶ年について、記載すること。

※経営規模等評価結果通知書が添付されていれば不要とする。

### (5) 建設工事経歴書（様式第5号）

過去2ヶ年について、工種ごとに作成すること。

### (6) 有資格技術職員内訳（様式第6号）

※経営規模等評価結果通知書が添付されていれば不要とする。

### (7) 技術職員名簿（様式第7号）（市内業者（市内営業所を含む））

雇用している技術者が保有している資格について記入すること。

### (8) 使用印鑑届（様式第8号）

- ①実印と使用印が同一の場合は、印鑑の枠内に同じ印を押印する。
- ②営業所等の代表者に委任する場合も、申請者は本社の代表者とする。
- ③使用印鑑は入札・契約等に使用する代表者の印鑑とし、営業所等に委任する場合は、営業所等の代表者の印鑑とする。

### (9) 委任状（様式第9号）

- ①営業所等の代表者に委任する場合に使用し、本社で登録する場合は不要とする。
- ②委任者は本社の代表者とする。

- ③委任の期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日とする。
- (10) 暴力団等排除に関する誓約書（様式第10号）  
営業所等の代表者に委任する場合も、申請者は本社の代表者とする。  
誓約書に書かれている内容を確認し押印すること。
- 3) 申請に必要な添付書類
- (1) ①建設業許可証明書  
②電気工事を申請する業者は、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」  
第34条第4項の規定による届出したことを証する届出受理書
- (2) 商業登記簿謄本  
法人の場合に添付する。申請時から3ヶ月以内に発行されたものとする。
- (3) 身元証明書  
個人の場合に添付する。申請時から3ヶ月以内に発行されたものとする。
- (4) 経営規模等評価結果通知書  
最新のを添付する。  
入札参加資格の有効期限内に変更があった場合、最新の許可証等の写しを提出すること。
- (5) 専任技術者証明書（市内、準市業者）  
すべての業種についてわかるものを添付する。
- (6) 貸借対照表・損益計算書  
上記（4）がない場合、添付する。直近2ヶ年分。
- (7) 国税および地方税納付証明書  
①市内業者（市内営業所含む）については市税（市税に滞納なし）および国税（その3の3またはその3の2）の全てに滞納のない旨の証明書を添付する。  
②市外業者については国税に滞納のない旨の証明書（その3の3またはその3の2）を添付する。  
③証明書は申請時から3ヶ月以内に発行されたものとする。
- (8) 退職金加入証明書（加入している方のみ提出 写し可）  
建設業退職金共済制度・中小企業退職金共済制度・特定退職金共済制度、退職金一時金制度を有しているもの
- 4) その他
- (1) 入札参加資格審査申請書およびその添付書類に虚偽の事項を記入したことが明らかになったときは、入札参加資格を取り消すものとする。
- (2) 有効期間内に申請事項の変更が生じた場合には、その都度、変更したことを届け出ること。
- (3) 問い合わせ場所は受付場所と同様とする。
- (4) 申請書の受付票は交付しない。受付票が必要な場合は受付票を持参すること。  
なお、受付票様式は指定していないため申請者任意様式で可。  
（郵送の場合は、受付票および切手を貼付した返信用の封筒等を申請書に同封すること。）